

令和３年３月２５日

千葉市内建設関係団体等の長 様

技術管理課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和３年３月２１日に緊急事態宣言が全ての地域において解除され、国土交通省より「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」（別添１）が送付されたところです。

本市においても、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和３年１月７日技術管理課長）」により、受発注者協議による一時中止等の措置や感染拡大防止対策の徹底、感染拡大防止対策に係る設計変更等について通知しているところです。

社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止するため、緊急事態宣言の解除後における工事又は測量・調査・設計等の業務についても、同様の取扱いとしますので、引き続き、適切な対応をお願いします。

当該取組みについて、ご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴会員（組合員）企業への周知をお願いします。

担 当：技術管理課技術調整班
連絡先：245-5367

令和3年3月25日

関係各課（所）長 様

技術管理課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における
工事及び業務の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年3月21日に緊急事態宣言が全ての地域において解除され、国土交通省より「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」（別添1）が送付されたところです。

本市においても、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（令和3年1月7日技術管理課長）」により、受発注者協議による一時中止等の措置や感染拡大防止対策の徹底、感染拡大防止対策に係る設計変更等について通知しているところです。

社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止するため、緊急事態宣言の解除後における工事又は測量・調査・設計等の業務についても、同様の取扱いとしますので、引き続き、適切な対応をお願いします。

担 当：技術管理課技術調整班
連絡先：245-5367